

第2回 農業委員会総会 会議録

1 開 会	1
2 議 題	1
(1)議事録署名委員の決定について	1
(2)農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	1
議案第1号	1
(3)農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	3
議案第2号	3
(4)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	4
議案第3号	4
(5)非農地証明について	4
議案第4号	4
議案第5号	5
(6)農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について	7
議案第6号から議案第10号	7
その他	8
3 閉 会	8

○ 出席者

会長	15番	石塚 英好	
会員	1番	大野 文子	2番 八木澤 隆
	3番	室井 良宣	4番 渡辺 正明
	5番	大島 実奈枝	6番 渡邊 貴宣
	7番	手塚 みち子	8番 塚原 信一
	9番	加藤 博樹	10番 桑原 雅子
	11番	関 光博	12番 永井 裕子
	13番	福田 一紀	14番 町野 位夫

日 時 令和8年7月24日（金） 16時00分
場 所 第一委員会室

1 開 会

- 議長（石塚 英好） 本総会の出席委員は 15 名となります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。
- それでは、ただいまから第 2 回矢板市農業委員会総会を開催します。
- （16：00）

2 議 題

（1）議事録署名委員の決定について

- 議長 会議規則第 19 条第 2 項の規定により、2 名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

（議長一任）

それでは、議長より指名いたします。

5 番 大島 実奈枝委員、6 番 渡邊 貴宣委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

（なし）

ありがとうございます。

（2）農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定について

- 議長 付議事件（2）、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議案第 1 号

- 議長 議案第 1 号について、事務局の説明をお願いします。

○事務局長（事務局説明）

- 議長 事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、
当番班 3班 班長、4番 渡辺 正明委員にお願いします。

○渡辺 正明委員 本日、午前9時から、委員3名、事務局1名の計4名で、農
地法第3条1件、同法第4条1件、同法第5条1件、非農地証明2件、計5
件の現地調査を実施いたしました。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします
します。

○議長 はい。ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に、議案第1号の現地調査の詳細な報告を、4番 渡辺 正明委員に願
いします。

○渡辺 正明委員（申請地位置説明）

申請地は、草は生えておりましたが、何度か草刈りはしている様子でした。
家庭菜園をすることに問題はありませんが、譲受人が市外在住であるため、今
後の農地管理の維持に疑問がありました。皆様の慎重審議よろしくお願いいたします
です。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第1号について、質
疑意見等を求めます。ございませんか。

○大野 文子委員 渡辺委員の説明にもあったように、譲受人は市外在住です
が、今後矢板市に住む予定はあるのでしょうか。

○事務局 住宅を探しているという話もあったので、今後転入する可能性はあ
るようです。

○町野 位夫委員 今後この申請地に倉庫を建てる計画など、申請書に記載は
あったのでしょうか。

○事務局 特に申請書にそのような記載はありません。

○議長 そのほかに質疑意見等ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件(3)、農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議案第2号

○議長 それでは、議案第2号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、議案第2号の現地調査の詳細な報告を、11番 関 光博委員にお願いします。

○関 光博委員 (申請地位置説明)

申請地は道路から1.5メートルほど上がっている土地となっており、草刈りなどはされているが木が生えている状況です。道路の拡幅がおこなわれると、現況の進入路では傾斜が急になってしまうようです。現地調査してきた結果、致し方ないのではと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第2号について、質疑意見等を求めます。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件(4)、農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議案第3号

○議長 それでは、議案第3号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、議案第3号の現地調査の詳細な報告を、3番 室井 良宣委員にお願いします。

○室井 良宣委員 (申請地位置説明)

申請地は草が生え、木も生えている状態であり、付近の状況からも申請は何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第3号について、質疑意見等を求めます。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(5) 非農地証明について

○議長 付議事件(5) 非農地証明について議題に供します。

議案第4号

○議長 それでは、議案第4号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、議案第４号の現地調査の詳細な報告を、４番 渡辺 正明委員にお願いします。

○渡辺 正明委員（申請地位置説明）

申請地は畑に戻すことは不可能で、非農地にすることは致し方ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第４号について、質疑意見等を求めます。

○渡邊 貴宣委員 なぜ申請が今になったのでしょうか。

○事務局 申請地に建っている建物の所有者が、土地を買い取りたいと考えたのではないかと思います。

○議長 そのほかに質疑意見等ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第４号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第５号

○議長 それでは、議案第５号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、議案第５号の現地調査の詳細な報告を、１１番 関 光博委員にお願いします。

○関 光博委員（申請地位置説明）

申請地一帯が、舗装されたり建物が建ったりしており、農地に戻すのは難しく、非農地にするのは致し方ないと見て参りました。なぜ今申請になったのかについて、事務局で分かれば説明をお願いします。皆様の慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 売買のためだと思われます。

○議長 議案第5号について、質疑意見等ございますか。

○大野 文子委員 申請地の面積が大きいのに、なぜ地元に委員がいるにも関わらず、工場になっていることに気付かなかったのか疑問に思いました。今後私たち農業委員が農地をきちんと見て回る必要性を感じました。

○議長 そのほかに質疑意見等ございませんか。

○町野 位夫委員 申請時に始末書は提出しないのか。

○事務局 提出は求めています。昔のことなので、建築確認があったかどうか分からなかったり、願出人が建てた建物ではない場合もあります。そうすると農地に建てている認識がないかもしれません。その方に始末書を提出してもらうのはどうなのかという問題もあります。

○関 光博委員 昔は自分で納屋など建てることもあったと聞いています。今後相続などで今回のような案件はもっと出てくるのではないかと思います。ケースバイケースで考えるべきなのではないでしょうか。

○永井 裕子委員 これからこのような案件は増えてくる可能性は高いかなと思います。

○室井 良宣委員 農地台帳に載っている場合、農地として課税されるのでしょうか。

○事務局 現況によって課税しています。

○議長 そのほかに質疑意見等ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(6) 農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について

○議長 続いて、付議事件(6)農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について議題に供します。

議案第6号から議案第10号

○議長 議案第6号から議案第10号について、関係する委員がございませんので一括で審議してよろしいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、議案第6号から議案第10号までについて、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 それでは、議案第6号から議案第10号について、質疑意見等を求めます。

○議長 無いようですので、これより採決します。

議案第6号から議案第10号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

その他

その他事項について、以下のとおり、事務局から説明を行った。

- ・10月の総会日時の変更について

3 閉 会

○議長 以上をもちまして、第2回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

令和8年7月24日

議長

石坂 映子

議事録署名員

渡邊 貴宣

議事録署名員

大島 実奈枝

